

平成 29 年度 社会福祉士・精神保健福祉士 実習演習担当教員講習会 【開催要項】

<ご注意ください>

本講習会の受講対象者は、原則として下記①②のいずれかに該当する者としてします。(詳細については、開催要項 p.2 でご確認ください。)

- ① 社会福祉士分野受講対象者にあつては社会福祉士養成校において、精神保健福祉士分野受講対象者にあつては精神保健福祉士養成校において実習演習科目を担当する予定があり、着任予定の当該養成校からの証明がある者
- ② 社会福祉士分野受講対象者にあつては社会福祉士国家資格を、精神保健福祉士分野受講対象者にあつては精神保健福祉士国家資格を有している者

なお、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程においてスクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定があり、今年度のスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会申込者については、受講が優先的に決定されることがあります(p.11参照)。スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会は、別途申込が必要です。

主 催 : 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
後 援 (予定) : 公益社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会
公益社団法人日本医療社会福祉協会

<日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会・日本社会福祉教育学校連盟は、平成 29 年 4 月 1 日合併し、『一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟』となりました>

◆本講習会の概要

「社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」は、厚生労働省令に定められた社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成課程における実習演習科目担当教員の要件を満たすための認定講習会として、社会福祉士・精神保健福祉士の実習演習科目担当教員の資質向上を目的に開催します。

- 本講習会は、両資格毎に「基礎分野講習」、「実習分野講習」、「演習分野講習」の3分野で構成されており、
- ① 社会福祉士の実習科目のみを担当する方は、「社会福祉士基礎分野講習」及び「社会福祉士実習分野講習」を、
 - ② 社会福祉士の演習科目のみを担当する方は、「社会福祉士基礎分野講習」及び「社会福祉士演習分野講習」を、
 - ③ 社会福祉士の実習・演習科目両方を担当する方は、「社会福祉士基礎分野講習」、「社会福祉士実習分野講習」及び「社会福祉士演習分野講習」の全てを、
 - ④ 精神保健福祉士の実習科目のみを担当する方は「精神保健福祉士基礎分野講習」及び「精神保健福祉士実習分野講習」を、
 - ⑤ 精神保健福祉士の演習科目のみを担当する方は、「精神保健福祉士基礎分野講習」及び「精神保健福祉士演習分野講習」を、
 - ⑥ 精神保健福祉士の実習・演習科目両方を担当する方は、「精神保健福祉士基礎分野講習」、「精神保健福祉士実習分野講習」及び「精神保健福祉士演習分野講習」の全てを、
 - ⑦ 社会福祉士と精神保健福祉士の実習・演習科目を担当する方は「社会福祉士基礎分野講習」、「社会福祉士実習分野講習」、「社会福祉士演習分野講習」、「精神保健福祉士基礎分野講習」、「精神保健福祉士実習分野講習」、「精神保健福祉士演習分野講習」を受講することが必要です。
(社会福祉士有資格者は「社会福祉士基礎分野講習」が、精神保健福祉士有資格者は「精神保健福祉士基礎分野講習」が免除されます。)

- 「基礎分野講習」は1日、「実習分野講習」と「演習分野講習」は各4日間の日程で開催します。

◆社会福祉士・精神保健福祉士各分野の受講対象

社会福祉士及び精神保健福祉士各分野の受講者は、原則として下記①②のいずれかに該当する者とします。

①社会福祉士養成校または精神保健福祉士養成校において実習演習科目を担当する予定があり、着任予定の当該養成校からの証明がある者

申込時点で各養成校において実習演習科目を担当することが決定している者については、受講申込書⑩に「主たる勤務（予定）養成校」「担当開始（予定）年月日」「専任・非常勤の別」及び「主たる勤務（予定）校所属長・学部長等の責任者の署名・印」を記入してください。

②社会福祉士国家資格または精神保健福祉士国家資格を有している者

有資格者については、受講申込書⑩⑪に取得年、登録番号を記入し、登録書の写しを添付してください。

また、「社会福祉もしくは精神保健福祉に関する実務経験がある者」、「社会福祉士養成もしくは精神保健福祉士養成にかかるティーチング・アシスタント（TA）の経験がある者」、「大学院において、社会福祉・ソーシャルワークに関する学位を取得した者（見込含む）」の項目に該当する者等も上記①②に次いで選定される場合があります。

なお、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程においてスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定があり、今年度のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員申込者については、受講が優先的に決定されることがあります（p.11参照）。スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会は、別途申込が必要です。

◆講習プログラム ※会場や講師の都合により、科目の順序等が変更になる場合があります。

【社会福祉士基礎分野講習（1日）】 ※社会福祉士有資格者の場合、「社会福祉士基礎分野講習」は免除されます。

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	社会福祉士論	1. 社会福祉士の業務・役割と意義 2. 相談援助の概念と範囲 3. 相談援助の理念 4. 相談援助における権利擁護の意義	講義	1.5時間
	相談援助の基盤と専門職	1. 相談援助に係る専門職の概念と範囲 2. 専門職倫理と倫理的ジレンマ 3. 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義	講義	1.5時間
	相談援助の理論と方法	1. 人と環境の相互作用 2. 相談援助の対象 3. 様々な実践モデルとアプローチ 4. 相談援助の過程 5. 相談援助における援助関係 6. 相談援助のための面接技術 7. ケースマネジメント 8. アウトリーチ 9. 相談援助における社会資源の活用・調整・開発	講義	3.0時間
計				6.0時間

【社会福祉士実習分野講習（4日間）】

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	実習指導概論	1. 実習指導の意味と目標 2. 実習担当教員に求められる力量 3. 本科目の構成と内容	講義	1.5時間
	実習指導方法論Ⅳ（講義）	実習評価の意味と方法	講義	1.5時間
	実習指導方法論Ⅳ（演習）	実習評価票の仕組みと評価基準及び評価方法	演習	2.25時間
2 日 目	実習指導方法論Ⅰ（講義）	1. 実習教育マネジメントの意味と対象 2. 実習担当教員の役割	講義	2.0時間
	実習指導方法論Ⅰ（演習）	1. 実習教育マネジメントの現状と組織の課題 2. 実習担当教員のマネジメント力量の向上	演習	4.0時間
3 日 目	実習指導方法論Ⅱ（講義）	相談援助実習指導の内容	講義	2.0時間
	実習指導方法論Ⅱ（演習）	相談援助実習指導の方法	演習	4.0時間
4 日 目	実習指導方法論Ⅲ（講義）	実習教育スーパービジョンの概要	講義	2.0時間
	実習指導方法論Ⅲ（演習）	実習教育スーパービジョンの実際	演習	4.0時間
計				23.25時間

【社会福祉士演習分野講習（4日間）】

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	相談援助演習概論	1. 相談援助演習の構成と内容 2. 演習の基礎知識の共通理解	講義	1.5時間
	グループを活用した効果的な演習教育	1. グループワークの理論 2. グループワークを活用した演習の進め方 3. 演習展開における課題	講義	3.0時間
2 日 目	相談援助演習方法論Ⅱ（講義）	演習方法の概要	講義	2.0時間
	相談援助演習方法論Ⅱ（演習）	「相談事例」を活用した総合的かつ包括的な相談援助実践の実際	演習	4.0時間
3 日 目	相談援助演習方法論Ⅲ（講義）	演習教材の概要	講義	2.0時間
	相談援助演習方法論Ⅲ（演習）	「地域」で活用される相談援助技術の実際	演習	4.0時間
4 日 目	相談援助演習方法論Ⅰ（講義）	1. シラバスの作り方 2. 評価方法の理解	講義	2.0時間
	相談援助演習方法論Ⅰ（演習）	1. シラバス作成の実際 2. 学生指導と評価の実際	演習	4.0時間
計				22.5時間

【精神保健福祉士基礎分野講習（1日）】 ※精神保健福祉士有資格者の場合、「精神保健福祉士基礎分野講習」は免除されます。

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	精神保健福祉士論	1. 精神保健福祉士の歴史 2. 精神保健福祉士の業務及び役割 3. 相談援助の概念と範囲	講義	1.5時間
	精神保健福祉相談援助の基盤	1. 精神保健福祉相談援助に関わる専門職の概念と範囲 2. 専門職倫理と倫理的ジレンマ 3. 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と他職種連携（チームアプローチを含む）の意義	講義	1.5時間
	精神保健福祉相談援助の理論と実践	1. 精神保健福祉相談援助の理念 2. 精神保健福祉相談援助の対象 3. 精神科医療の特性 4. 精神科リハビリテーションと精神保健福祉士 5. さまざまな実践モデルとアプローチ 6. 精神保健福祉相談援助の過程 7. 精神保健福祉相談援助のための方法 8. 相談援助活動の展開	講義	3.0時間
計				6.0時間

【精神保健福祉士実習分野講習（4日間）】

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	精神保健福祉援助実習指導概論	1. 精神保健福祉士法改正と実習関連事項の変更 2. 実習指導の意味と目標 3. 実習機関の理解	講義	1.5時間
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ（講義）	1. 実習教育マネジメントの意義と対象 2. 実習教育マネジメントの内容と展開方法	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ（演習）	3. 担当教員の役割 4. 実習教育マネジメントに活用するツール、書類様式等	演習	4.0時間
2 日 目	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲ（講義）	1. ソーシャルワークのスーパービジョン	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲ（演習）	2. 精神保健福祉援助実習におけるスーパービジョン 3. スーパービジョンの課題	演習	3.0時間
3 日 目	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ（講義）	1. 実習プログラミングと実習事前指導	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ（演習）	2. 地域機関における実習プログラミング	演習	3.0時間
4 日 目	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳ（講義）	1. 精神科医療機関における実習プログラミング	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳ（演習）	2. 実習の評価と事後指導	演習	3.0時間
計				22.5時間

【精神保健福祉士演習分野講習（4日間）】

日程	科目	内容	形態	時間数
1 日 目	精神保健福祉援助演習概論Ⅰ	1. 精神保健福祉援助の内容と構成 2. 演習の基礎知識の共通理解	講義	1.5時間
	精神保健福祉援助演習概論Ⅱ	1. 精神保健福祉士養成における演習の意義と目的 2. グループを活用した効果的な演習教育	講義	3.0時間
2 日 目	精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ（講義）	1. 相談援助場面における演習方法の概要	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ（演習）	2. 事例を活用した効果的な演習方法	演習	4.0時間
3 日 目	精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ（講義）	1. コミュニティ場面における演習方法の概要	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ（演習）	2. 事例を活用した効果的な演習方法	演習	4.0時間
4 日 目	精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ（講義）	1. シラバスの作り方	講義	2.0時間
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ（演習）	2. 成績評価の内容と方法	演習	4.0時間
計				22.5時間

【社会福祉士基礎分野講習（1日）】

※社会福祉士有資格者の場合、「社会福祉士基礎分野講習」は免除されます。

東京C会場	開催日	平成29年7月16日（日）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）
	定員	50名程度

【社会福祉士実習分野講習（4日間）】（定員各40名程度）

東京CJ①会場	開催日	平成29年8月7日（月） ～ 8月10日（木）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

東京CJ②会場	開催日	平成29年8月22日（火） ～ 8月25日（金）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

京都CJ会場	開催日	平成29年9月5日（火） ～ 9月8日（金）
	会場	同志社大学 今出川キャンパス 良心館 3階301教室 京都府京都市上京区今出川通り烏丸東入 （地下鉄烏丸線「今出川駅」より徒歩1分、京阪電車「出町柳駅」より徒歩15分、「烏丸今出川」バス停より徒歩1分）

【社会福祉士演習分野講習（4日間）】（定員各40名程度）

東京CE①会場	開催日	平成29年8月1日（火）～8月4日（金）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

東京CE②会場	開催日	平成29年8月7日（月）～8月10日（木）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

京都CE会場	開催日	平成29年9月5日（火）～9月8日（金）
	会場	同志社大学 今出川キャンパス 良心館 3階302教室 京都府京都市上京区今出川通り烏丸東入 （地下鉄烏丸線「今出川駅」より徒歩1分、京阪電車「出町柳駅」より徒歩15分、「烏丸今出川」バス停より徒歩1分）

【精神保健福祉士基礎分野講習（1日）】

※精神保健福祉士有資格者の場合、「精神保健福祉士基礎分野講習」は免除されます。

東京P会場	開催日	平成29年7月15日（土）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）
	定員	40名程度

【精神保健福祉士実習分野講習会（4日間）】（定員各40名程度）

東京PJ会場	開催日	平成29年8月29日（火）～9月1日（金）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

京都PJ会場	開催日	平成29年9月5日（火）～9月8日（金）
	会場	同志社大学 今出川キャンパス 良心館 3階306教室 京都府京都市上京区今出川通り烏丸東入 （地下鉄烏丸線「今出川駅」より徒歩1分、京阪電車「出町柳駅」より徒歩15分、「烏丸今出川」バス停より徒歩1分）

【精神保健福祉士演習分野講習会（4日間）】（定員各40名程度）

東京PE会場	開催日	平成29年8月22日（火）～8月25日（金）
	会場	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 （JR「品川駅」より徒歩20分、東京モノレール「天王洲アイル駅」より徒歩10分、品川駅港南口「都バス8番のりば」から品99番系統乗車約10分「港南四丁目」下車徒歩1分）

京都PE会場	開催日	平成29年9月5日（火）～9月8日（金）
	会場	同志社大学 今出川キャンパス 良心館 3階304教室 京都府京都市上京区今出川通り烏丸東入 （地下鉄烏丸線「今出川駅」より徒歩1分、京阪電車「出町柳駅」より徒歩15分、「烏丸今出川」バス停より徒歩1分）

※会場については急遽変更になる場合があります。予めご了承ください。

◆教員要件に関するご注意

※社会福祉士各分野講習会の修了をもって、精神保健福祉士各分野の講習会を修了したことはありません。
また、精神保健福祉士各分野の講習会の修了をもって、社会福祉士各分野の講習会を修了したことはありません。教員要件を満たすためには、資格毎に講習会を受講する必要がありますので、お申込みの際にはご注意ください。(教員要件については、p. 10 参照)

◆受講費（税込）※テキスト代別

・社会福祉士	基礎分野講習（1日）	：	10,000円
・社会福祉士	実習分野講習（4日）	：	40,000円
・社会福祉士	演習分野講習（4日）	：	40,000円
・精神保健福祉士	基礎分野講習（1日）	：	10,000円
・精神保健福祉士	実習分野講習（4日）	：	40,000円
・精神保健福祉士	演習分野講習（4日）	：	40,000円

◆申込期限

平成29年6月5日（月）必着

◆申込方法

- 「平成29年度社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会 受講申込書」に必要事項を記載の上、申込期限内に郵送でお申し込みください。
 - * 記入事項に間違いや記入漏れがないことを確認してください。記入間違いや記入漏れがある場合は、受講できない場合があります。
- 社会福祉士有資格者は、「社会福祉士登録証」の写しを、精神保健福祉士有資格者は「精神保健福祉士登録証」の写しを添付してください。
- 既に修了済みの講習分野のある方は、当該講習会修了証の写しを添付してください。

◆受講者の決定

- お申し込みいただいた内容を基に、受講の可否を決定します。
- 受講可否決定後、お申し込みいただいた全ての方に「受講可否決定通知書」を送付します。
- 受講が許可された方には、受講会場と受講料振込の方法をご案内します。受講料収納後の受講票の送付をもって正式な受講の決定とします。
- 応募多数の際は受講できない場合や第2希望、第3希望の会場での受講となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 第1希望の日程・会場以外で受講できない場合は、第2希望、第3希望の申込を行わないでください。
- p. 2 の社会福祉士・精神保健福祉士各分野受講対象に該当しないときは、受講できないことがあります。

◆修了の認定

- 本講習会は厚生労働省令に定められた社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の実習演習担当教員となるための認定講習会です。各講習会の全科目・全日程の受講が修了認定の要件となります。遅刻・途中退席・早退がある場合は修了証を発行しません。

◆キャンセル等

- この講習会は受講制限をしているため、受講票送付後のキャンセルはできません。
- 収納した受講料は返還しません。

◆講習会テキスト：各自購入・通読の上、講習会当日に必ず持参してください。

※「受講可否決定通知書」または「受講票」をお送りする際に、テキストの購入申込書を同封します※

【 基礎分野講習（社会福祉士・精神保健福祉士） 】

- 各基礎分野講習では、原則としてテキストは指定しませんが、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験科目の内容を修得していることを前提として進行しますので、事前学習の上、受講してください。
- 担当講師より指定・推薦図書のご案内がある場合は、「受講可否決定通知書」に同封しますので、各自ご確認ください。

【 実習及び演習分野講習 】

- 社会福祉士実習分野講習は、『相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト（第2版）』（社養協編：中央法規出版/2015年8月）を、社会福祉士演習分野講習は、『相談援助演習 教員テキスト（第2版）』（社養協編：中央法規出版/2015年8月）を講習会テキストとして使用します。
- 精神保健福祉士実習・演習各分野講習は『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』（中央法規出版/2013年2月）をテキストとして使用します。

※本講習会は、社会福祉士、精神保健福祉士国家試験の試験科目の内容を修得していることを前提として、進行します。社会福祉士、精神保健福祉士として必要な知識・技術等について熟知した上で、受講してください。

◆実習・演習担当教員の要件について

【 社会福祉士 】

文部科学省・厚生労働省令第2号及び第3号（平成20年3月24日）並びに厚生省令第50号（昭和62年12月15日）により、以下のとおり定められています。

- ① 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④ 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を習得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届けられたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

【 精神保健福祉士 】

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号から第四号まで及び第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令により、以下のとおり定められています。

- ① 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④ 精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

＜「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」における教員要件について＞

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」（平成29年4月1日）の5（1）①ハ）、②ホ）、③ホ）については、本実習演習担当教員講習会を受講することで社会福祉士または精神保健福祉士の実習演習担当教員要件を満たし、さらにスクール（学校）ソーシャルワーク担当教員講習会（今年度は10月7日（土）から3日間日程で実施予定）を受講修了することで、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程における専門科目群担当教員要件が認められます。

なお、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程においてスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定があり、今年度のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会を申し込む方は、本講習会の受講について優先的に決定される場合がありますので、受講申込書⑩に申込状況を記入するとともに、「担当（予定）科目」、「主たる勤務（予定）養成校名」、「担当開始（予定）年月」、「専任・非常勤の別」を記入してください。

なお、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程での教員要件等についての詳しい情報は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のSSWホームページ（<http://www.jaswe.jp/ssw.html>）で確認してください。

【受講申込書送付チェックリスト】


	受講申込書に記入間違いや記入漏れはありませんか？
	社会福祉士教員講習会と精神保健福祉士教員講習会を間違えていませんか？
	有資格の方は、資格登録証の写しを同封しましたか？
	既に修了済みの講習分野のある方は、修了証の写しを同封しましたか？
	受講できない第2希望、第3希望にチェックをいれていませんか？

◆ 受講申込書送付用封筒の様式 (角2型封筒を使用のこと)

平成29年6月5日(月) 必着

※ 書留による郵送を推奨します

(料金不足の場合は、受領せずに返却します。)



108-0075

東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 6階

一般社団法人
日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
H29 実習演習教員講習会 係

氏名：
所属：
住所：

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 6階
TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219
E-mail : jimukyoku@jaswe.jp URL : www.jaswe.jp